



愛媛大学防災情報研究センター支援基金要項



1. 寄附組織及び代表者

国立大学法人愛媛大学 学長 仁科 弘重

2. 寄附の目的・用途

さまざまな災害にそなえるための防災情報研究センターの研究活動、防災士養成活動、社会基盤インフラメンテナンスを行う技術者リスクリテラシー教育、愛媛県内における住民への防災教育、シンポジウム等開催、海外交流協定校との防災教育研究活動、教育研究環境基盤、設立20周年記念事業開催等の充実に活用いたします。

3. 寄附の期間

令和7年12月17日～

4. 寄附の方法

(1) 額について

①個人

1口 1,000円～

②法人

1口 10,000円～

・ご寄附をいただきました個人、法人ともにホームページにお名前を掲載いたします。

※ホームページへの掲示の可否につきましては、事前に確認させていただきます。

(2) お申込みについて

銀行振込（振込用紙）、クレジットカード決済、コンビニ決済、ペイジー決済がご利用できます。

※払込取扱票（振込用紙）でのご寄附をご希望の方は、本学指定の払込取扱票を送付しますので、『お問合せフォーム』からご請求ください。

https://foundation.office.ehime-u.ac.jp/contact_transfer/

上記 URL の二次元コードは下記となります。



本学指定の払込取扱票（振込用紙）をご利用の上、伊予銀行・愛媛銀行、愛媛信用金庫・ゆうちょう銀行からお振込みいただいた場合は、手数料無料となります。

オンラインでのご寄附は下記ホームページから可能です。下記二次元コードからアクセスください。



※コンビニ決済の場合、ご利用（ご寄附金額）は5万円未満までとなります。ご了承ください。

5. 寄附金に対する税法上の優遇措置

愛媛大学へのご寄附については、個人は寄附金控除、法人は損金算入の対象となります。

(1) 個人からのご寄附

寄附金控除を受けるには、確定申告が必要です。領収書については、確定申告用の領収書をその都度発行させていただきます。

① 所得税の寄附控除について

(寄附金額-2,000 円) × (所得に応じた) 税率 ⇒ 控除額

※控除を受けられる寄附金額は、総所得金額等の 40%が上限

② 住民税の寄附金税額控除について

- ・愛媛県にお住まいの方（寄附された翌年の 1 月 1 日現在）

県民税の寄附金税額控除が受けられます。

市町村民税について、お住まいの市町の条例で愛媛大学への寄附が寄附金控除の対象に指定されている場合は、個人住民税の寄附金税額控除が受けられます。

お住まいの市町の税務担当へのお問い合わせの上、申告手続きを行ってください。

- ・愛媛県外にお住まいの方

個人住民税については、お住まいの都道府県の税務担当へお問い合わせの上、申告手続きを行ってください。

(2) 法人からのご寄附

法人税法第 37 条第 3 項第 2 号により、寄附金の全額を損金として算入できます。

6. 個人情報の取扱いについて

ご寄附により取得した個人情報は、本来の目的（本学からの礼状・領収証送付、ご寄附者芳名録の作成、顕彰等本学が行う基金事業活動、事務手続き）以外には使用いたしません。

7. 問い合わせ先

国立大学法人 愛媛大学

住所 〒790-8577 愛媛県松山市文京町3

(1) 寄附の申し込み、20周年記念事業について

地域協働課 防災情報チーム 電話：089-927-8974

E-mail：kensien@stu.ehime-u.ac.jp

ホームページ：<https://cdmir.jp/>

(2) 税制上の優遇措置について

基金室 電話：089-927-8346

<https://foundation.office.ehime-u.ac.jp/contents/contact/#contact>

8. ご厚意に対する感謝

ご芳名の掲載、感謝状の贈呈、一定額以上の寄附者への記念品等の贈呈等。

